地方税の賦課徴収事務に関する

特定個人情報保護評価書案

に対するご意見を募集します

<意見募集期間> ※期間内必着

令和7年(2025年)1月16日(木)から 令和7年(2025年)2月14日(金)まで

マイナンバー制度では、住民一人一人に個人番号(マイナンバー) が付番され、社会保障、税、災害対策その他の行政分野の法律または 条例で認められた事務手続に限り利用されています。

マイナンバーの利用にあたっては、情報の漏えい等のリスクを分析 し、そのリスクを軽減するための措置について、「特定個人情報保護評 価書」を作成することとされています。

地方税の賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価書案について、みなさまからのご意見を募集します。

【問い合わせ先】

<この評価書の内容に関すること、地方税の賦課徴収事務に関すること> 札幌市財政局税政部税制課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話: 011 - 211 - 2282 FAX: 011 - 218 - 5149 Eメール: zeisei.shinsa@city.sapporo.jp

ホームページ : https://www.city.sapporo.jp/citytax/mynumber2/mynumber2.html

<マイナンバー制度に関すること>

札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部デジタル企画課 〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE 札幌ビル8階

電話:011-211-2136

Eメール : mynumber@city.sapporo.jp

ホームページ: https://www.city.sapporo.jp/kikaku/mynumber/mynumber.html

<< ご意見募集要領 >>

地方税の賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価書案について、住民のみなさまからのご意見を募集いたします。お寄せいただいたご意見を踏まえて検討を行い、さらに外部の有識者の意見聴取を経て、令和7年5月を目途に公表する予定です。

なお、お寄せいただいたご意見などの概要は、それらに対する市の考え方と併せてホームページ等で公表いたします。

1 意見募集期間

令和7年1月16日(木)から令和7年2月14日(金)まで(30日間)

※ 期間内必着

2 意見の提出方法

(1) 郵送、持参の場合

「ご意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで郵送、持参してください。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局税政部税制課あて

(受付時間 平日 8 時 45 分~17 時 15 分)

(2) FAX の場合

「ご意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで送信してください。

札幌市財政局税政部税制課あて

FAX: 011-218-5149

(3) 電子メールの場合

メールタイトルを「地方税の賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価書について」として、氏名(フリガナ)、住所、年齢、性別を記載の上、下記アドレスに送信してください。

メールアドレス: zeisei.shinsa@city.sapporo.jp

※ 電話によるご意見の受付や、ご意見に対しての個別回答はいたしかねますので、 ご了承ください。

3 個人情報の取扱いについて

- (1) ご意見の提出にあたりましては、氏名・住所・年齢・性別をご記入ください。
- (2) ご記入いただいた個人情報については、ご意見の集計以外の目的に使用すること はありません。個人情報保護法の規定に従って、適切に取り扱います。ご意見の概要を公表する際には、氏名・住所・年齢・性別は公表いたしません。